九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

南北朝時代の博多警固番役

佐伯, 弘次
九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門 : 教授 : 日本中世史

https://doi.org/10.15017/13877

出版情報：史淵. 146, pp.17-40, 2009-03-01. Faculty of Humanities, Kyushu University
バージョン：
権利関係：

南北朝時代の博多警固番役

佐伯弘次

はじめに

鎌倉時代後期、蒙古襲来を契機として、鎌倉幕府は様々な防御策を実施した。その一つが、異国警固番役の創設である。この制度は、文永の役の直前に開始され、文永の役後に整備されたことが知られている。鎌倉幕府滅亡後もこの番役は継続されたとされるが、その理解は妥当であろうか。

蒙古襲来を契機として、鎌倉幕府の政治体制は、北条氏得宗による専制政治が進行することが指摘されるが、九州においては、鎮西特殊合議訴訟機関・鎮西談義所・鎮西惣奉行所等が次々に設置され、十三世紀末の鎮西探題の設置に至る。このうち、鎮西惣奉行所と鎮西探題はいずれも北条氏が長官に任命されており、九州における得宗専制化の指標ともなっている。以上の諸機関は、いずれも博多に設置され、鎌倉後期における大宰府から博多へという九州の政治的中心の移動を象徴している。

鎮西探題の設置によって、博多は九州における政治と裁判の中心となり、いわば政治都市化したといえる。しかし、鎮西探題関係史料は、裁判や神領興行、異国警固等の史料は大量に残っているが、都市史を物語る史料に

乏しい。いっぽうで博多遺跡群からは鎮西探題の明確な遺構もまだ発見されておらず、都市博多における鎮西探題の位置づけは、まだ明確となっていない状況である。

鎮西探題の設置や鎌倉幕府＝鎮西探題の滅亡、建武政権や室町幕府の成立によって、都市博多がどのように変化するのかを検討する必要がある。また、博多は貿易港であり、かつ外交や異国警固の拠点でもあるため、これら一連の出来事によって博多が、外交・貿易上、どのように変化するのかも検討課題である。

本稿では、多くの蓄積がある鎌倉時代の異国警固番役研究を基礎としながら、それが南北朝時代にどのように継承されるのかを視野におき、「博多警固番役」という南北朝時代に頻出する課役の実態について検討する。

一　鎌倉・南北朝時代の異国警固番役

（一）鎌倉時代の異国警固番役

鎌倉時代の異国警固番役に関しては、多くの研究がある。とくに相田二郎氏[1]、川添昭二氏[2]の研究は重要で、今日の異国警固番役理解の基礎となっている。両氏の研究をもとに、現時点で明らかになっている異国警固番役の概要についてまず確認し、検討の前提としたい。

蒙古襲来に備えて、筑前国・長門国などの要害を交代で警備する役である異国警固番役は、石築地（元寇防塁）を築造・修築する石築地役も含んでいる。この課役は、御家人の他、荘園公領の住人にも賦課された。

文永の役直前の文永八年（一二七一）九月、鎌倉幕府は九州に所領を持つ御家人に対して、九州の所領に下向し、異国の防御と領内悪党の鎮圧を行うように命じた。これは、その直前に高麗の反乱軍三別抄の使者が来日し、食糧支援や連帯を要請し、蒙古の襲来を警告したことを契機とすると考えられる。翌九年二月、豊後守護大友頼

泰が野上氏に対して、筑前・肥前の要害を警固するようにとの幕府の命令を伝えた。これが異国警固番役の始まりとされている。

文永の役直後の建治元年（一二七五）二月、異国警固は整備され、一年の春夏秋冬各三ヶ月宛を九州各国が分担して順次番役を勤めるという制度に改められた。さらに翌建治二年に石築地が博多湾沿岸に築造される。この石築地築造は、国ごとに担当地域が指定されたため、異国警固番役も石築地築造地域を担当することになった。この分担地と分担国の関係は緊密となり、今津が大隅守護領に、香椎が豊後守護（大友氏）領になるなど、分担地が分担国の守護領化する傾向が見られた。

嘉元二年（一三〇四）には、九州を五番に分け、各番それぞれ一年間を通して勤務するという制度に変更された。同じころ、所領が乏しい者の異国警固番役が免除された。文永の役から二十年以上たって、元の再襲来もないことから、勤務が緩和されたのであろう。

異国警固番役を勤めると、守護・守護代等の守護関係者が、覆勘状[3]という勤務完了証明書を発給した。九州各地に多数の覆勘状が残っているが、文永九年から延慶三年（一三一〇）までのものが残存する。延慶三年より以後の覆勘状がなぜ残らないのかについては、今後の検討課題である。

異国警固番役は御家人以外の武士も勤務し、覆勘状を発給されたので、覆勘状を根拠に御家人身分を争う相論がよく起こった。

（二）南北朝時代の異国警固番役史料の再検討

異国警固番役は、南北朝時代にも行われたと考えられている。『注解元寇防墨編年史料』所収の南北朝期の史料について検討を加えていきたい。『注解元寇防墨編年史料』は、南北朝期の異国警固番役に関して以下のように記

している。[4]

「鎌倉幕府が倒れたあと、建武政権下でも、ひきつづいて異国警固に関する任務が九州に課せられた。青方文書によると、建武二年（一三三五）四月二十七日、肥前守護使が肥前国五島西浦目青方の分の石築地用途六十文を受け取っており、建武政権下でも、前代同様、石築地の補修をつづけていたものと解される。室町幕府も鎌倉幕府・建武政権のあとをうけ、九州の武士たちに石築地の補修を課していた。大友文書がそのことを示している。建武五年（一三三八）閏七月一日、足利直義は、大友頼泰・武藤頼尚に命じて石築地役負担者に石築地の修理を行わせたが、この命令はなかなかきいれられず、足利尊氏は「難渋の輩に至りては、罪科に処せん」といっている。建武三年（一三三六）、一色範氏（法名、道猷）が九州幕府軍の総管領に任じて九州の経営に従うが、管下の武士に警固関係の諸番役を課している。そのうち、博多警固番役、あるいは単に番役と称せられているものなどは、前述の大友文書などを考えあわせると、異国警固番役であったかも知れないが、今は確証を得ない。（中略）

一色範氏の子直氏が貞和二年（一三四六）の八月ごろ、鎮西管領（九州探題）として九州に下ったのを機に、室町幕府は、九州統治に関する諸問題を整理し、事書として直氏に示した。その中に「異賊防禦構え以下の事」があり、先規のとおり処理せよと命じている。これが、単に前幕府の規式を追うという形式的なものではなかったことは、前の大友文書の事実に徴して明らかである。また、この貞和二年令が鎮西管領を執行の最高責任者としているのには、鎌倉幕府によって行なわれた、異国防禦をてことする九州統治を今ここに再生させようという政策的意図が伏在していたと考えられる。しかし、前代ではそれは確かに有効であったが、南北朝前期のこの段階で現実化するには、対象そのものが形骸化しており、政治的条件にも欠けていた。九州の武士たちに異国警固の諸役を実現し継続させることは、まず不可能であった。貞和四年以後、異

国警固に関する確かな事実は認められない。ということは、その事実がなくなっていったということを意味しよう。つまり石築地は、南北朝中期以後、放置されたまま、しだいに砂中に埋もれていき、そうでないものは漸次崩壊していった。」

建武政権や室町幕府も石築地の補修を行い、異国警固関係の諸役を課したが、南北朝時代では鎌倉時代のように、異国警固の諸役を実現し、継続させることは不可能であり、貞和四年(一三四八)以後、それは行われなかったとするのである。博多警固番役に関しては、異国警固番役の可能性があるが、確証を得ないとする。

以下、『注解元寇防塁編年史料』に収録されている南北朝期の異国警固関係史料を検討しよう。

ひぜんのくに(肥前)五たうにしうらめあ(島西浦目)□かたのぶん(国青方分)のいしついぢよ(石築地用途)□とう六十文うけとり候了、よてうけとり如件、

建武二年四月二十七日

すごの(守護)御つかい(使)五郎三郎(花押)
やく人(役)もちまろの代むまの太郎(花押)[5]

建武二年(一三三五)二月二十七日、肥前守護使五郎三郎らが、肥前国五島西浦目青方の分の石築地用途六十文を受け取ったことを記した請取状である。本文書は、建武政権期に、代銭納化した石築地役=石築地用途を肥前守護が徴収したことを示す史料である。鎌倉幕府滅亡後も、石築地役を代銭納することを、従来から同役を勤仕してきた御家人が当然のことと考え、負担したことを物語っている。しかし、この文書は、肥前守護による石築地用途の徴収の事実を示す史料ではあっても、石築地の修築を示す史料ではないことにも留意すべきである。この史料からは、石築地の修築までを明確にすることはできない。

南北朝初期の大友文書には、次の二通の石築地修理関係の文書がある。[6]

「当御代鎮西後見事」（朱書）

鎮西警固石築地事、有破損之間、大宰少弐頼尚相共、早仰本役人、今年中可修理之由、可触催之、若有難渋之輩者、就注進交名、可処罪科之状如件、

建武五年後七月一日　　頭殿（足利直義）

大友式部丞殿（氏泰）　　御　判

「同前」（朱書）

鎮西要害石築地修固事、両度被仰訖、早太宰少弐頼尚相共、守本役所、可加催促、至難渋之輩者、為処于罪科、可注申之状如件、

康永元年五月三日　　御判（足利尊氏カ）

大友式部丞殿（氏泰）

前者の足利直義御教書案は、建武五年（一三三八）閏七月一日、足利直義が大友氏泰に対して、「鎮西警固石築地」が破損したので、少弐頼尚とともに修理を加えるように催促させた文書である。後者の足利尊氏御判御教書案は、康永元年（一三四二）五月三日、足利尊氏が大友氏泰に対して、「鎮西要害石築地」の修固を、少弐頼尚とともに催促を加えるように命じた文書である。一見すると、成立期の室町幕府が、石築地の修理を大友氏泰・少弐頼尚という九州の有力守護に命じた文書であり、幕府が異国警固に大きな関心を持ち、実際に石築地の修理を命じたが、「難渋の輩」がおり、修理が順調にいかなかったことを示している。また大友氏と少弐氏（武藤氏）は、蒙古襲来前後の鎮西奉行でもあり、蒙古合戦の指揮や蒙古合戦恩賞地の配分に大きな役割を果たした守護であり、

南北朝初期においても、こうした両氏の役割が継続しているようにも見える。しかし、当時はすでに鎮西管領（九州探題）が博多に設置されており、大宰府の少弐氏や豊後の大友氏に頼らずとも、直属の鎮西管領一色氏に指示すれば事足りたはずである。両文書がいずれも案文であることもあって、疑問が残るところである。

この両通は、大友文書の「鎌倉代々御教書」計二十一通の中の文書である。この一連の案文＝具書案は、一部に大友文書に現存する正文を写したものもあるが、多くは偽文書であり、具書案全体の目的は、大友本宗家が豊後一国の守護に押し込められるという屈辱的な状況から脱出して、豊後以外の領域における権限を回復することにあったこと、延文四年（一三五九）八月の筑後川合戦の直後、大友氏時が、失われた権限を回復すべく幕府に訴えを提起し、その訴状にこれら具書案が副えられたことが指摘されている。[7] この両通の文書も、大友氏が少弐氏とともに石築地役催促という重要事項を南北朝初期に司っていたことを主張するために作成された偽文書と理解される。

貞和二年（一三四六）十二月七日、足利直義は鎮西管領一色直氏に対して、「鎮西事々書」を送った。[8] この文書に付随して、「鎮西沙汰条々」三か条が残っている。その第三条に次のような条文がある。

一　異賊防禦構以下事、
　　任先規可致計沙汰矣

これは、「異賊防禦構」すなわち石築地を先規に任せて取り仕切るように命じた条文である。一色直氏は、貞和二年八月ごろ、鎮西管領に就任しており、同時に博多全体が鎮西管領在所に指定された。[9] したがってこの「鎮西沙汰条々」は、鎮西管領に就任した一色直氏に対する室町幕府からの指示であったが、具体的には、石築地の修築の監督を命じたものである。したがって、本条から、室町幕府が広義の異国警固を念頭に置いており、その責任者を鎮西管領と考えていたことがわかる。ただし、一色直氏がこの条々を守護管国ないし九州一円に遵行した

史料はないし、実際に石築地の修築を行ったことを証明する覆勘状のような文書も存在しない。「博多警固番役」の勤仕を示す史料は多数存在するが、後述のように、これらは鎌倉時代の異国警固番役とは全く異なるものである。初期の室町幕府は、異国警固に関心があり、その監督を鎮西管領に指示したが、実際に勤仕された形跡はないと考えておきたい。

室町時代に至っても、次のような石築地関係史料が存在する。

肥後国石築地料所筑前国山門庄事、所預置也、早守先例、可有其沙汰状如件、
応永十一年十一月六日　右兵衛佐（渋川満頼）　花押
阿蘇大宮司（惟村）殿[10]

応永十一年（一四〇四）十一月六日、九州探題渋川満頼が阿蘇大宮司惟村に対して、肥後国石築地料所である筑前国山門庄を預け置いた文書である。山門庄は早良郡にある荘園であるが、この文書では肥後国石築地料所と表現されている。石築地料所とは石築地の築造や修理にかかる費用を負担するための所領と考えられる。肥後国の石築地分担地は早良郡生松原であり、山門庄はその近隣にあたる。生松原の石築地築造・修理のための料所が近隣に設定されていたものと考えられる。

この文書が物語るのは、石築地築造・修理のための所領が、阿蘇惟村に預け置かれたことであり、実際に当時、石築地の修築がなされていたことを物語るものではない。

室町幕府は、異国警固を重要な事項と考え、鎮西管領にその監督を命じたのであるが、南北朝・室町期を通じて、鎮西管領・九州探題がそれを武士たちに指示したり、武士たちが異国警固番役の勤仕や石築地の築造を実際に行ったことを示す史料はないことを確認しておきたい。

二　南北朝時代の博多警固番役

（一）　博多警固番役関係文書の三類型

本節では、南北朝時代の博多警固番役に関する史料を検討し、これが異国警固番役と同じ課役であるのか否かを検討する。典型的な博多警固番役の史料を示そう。

博多警固番役事、任被仰下之旨、肥前国龍造寺孫六入道実善（家房）、自去潤七月十一日至于同八月十日、三十ヶ日令勤仕候訖、以此旨可御披露候、恐惶謹言、

建武五年八月　日　　沙弥実善

進上　御奉行所

「承候了、　沙弥（小俣道剰）（花押）」[11]

建武五年（一三三八）閏七月十一日から八月十日まで、博多警固番役を三十日間勤仕した肥前の龍造寺家房が、終了時に鎮西管領に提出した注進状である。これは書止に「以此旨可御披露候」という文言があるとおり、披露状であり、提出後、鎮西管領の侍所小俣道剰は「承候了」と証判を加えている。「任被仰下之旨」とあることから、上からの指示によって番役を勤仕していることがわかる。この注進状形式の博多警固番役関係の文書をA形式とする。

これに対し、次のような文書もある。

博多警固番役三十ヶ日被勤仕候訖、仍之状如件、

暦応二　七月八日　　正栄（小俣道剰）（花押）

松浦青方孫四郎（高直）殿[12]

この文書は、暦応二年（一三三九）七月八日、小俣道剰が青方高直が「博多警固番役」を三十日勤仕したことを証明した覆勘状である。異国警固番役覆勘状が守護もしくはその関係者が発給するのに対し、本文書は鎮西管領の侍所が発給していることが相違している。この文書が警固番役覆勘状の終見であるという。[13] こうした覆勘状形式の博多警固番役文書を、B形式とする。

A・Bの番役を勤仕したことを証明する文書以外に、上級権力が番役勤仕を命じた文書もある。

博多警固事、□□□（一族等）令結番、可被□□□（在津致）忠勤者、可注進□□□（京都也）、仍執達如件、

暦応二年五月十五日　　沙弥（一色範氏）（花押）

深堀孫太郎（時通）入道殿[14]

この文書は、暦応二年五月十五日、鎮西管領一色範氏が、深堀時通に博多警固を命じた軍勢催促状である。先にのべた上からの指示とは、こうした催促状を示すと考えられる。この軍勢催促状形式の博多警固関係文書をC形式とする。

この他、次のような文書もある。

凶徒蜂起之由風聞之間、肥前国深堀三郎五郎（時広）今月十六日馳参博多中河、令付御着到候了、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年七月十七日　　平時広

進上　御奉行所

「承候了、（佐竹重義）（花押）[15]」

これは建武三年七月十七日、深堀時広が博多中河に馳せ参じたことを述べた着到状であり、佐竹重義が証判を加えている。これは、博多警固番役を勤仕した史料ではないが、実態としては博多警固番役の勤仕につながるも

のである。

この博多警固番役と関連して、「聖福寺総門」宿直、「箱崎内夜廻」、「箱崎前浜灯炉堂」辻固・宿直、「博多談議所辻固」など多様な番役勤仕の史料がある。[16] これらも博多警固番役と密接に関連するものと考えられるため、広義の博多警固番役関係の勤仕と位置づけたい。

これらA～Cの文書形式の相互の関係について、後掲表一～三をもとに述べよう。例えば、建武三年六月十日、佐竹重義は深堀時通に対して、箱崎内夜廻一夜の勤仕を命じた(C形式)。これに対して、深堀時通は箱崎内夜廻一夜を勤め、六月十一日、勤仕した旨を記した注進状を書き、佐竹重義が証判を加えている(A形式)。また、暦応二年五月十五日、一色範氏は深堀時通に対して、博多警固につき、一族等が結番し、博多に在津するように命じた(C形式)。これに対して深堀時通は、六月三日、二十日間の博多警固を勤めたことを述べた注進状を作成し、一色範氏が証判を加えた(A形式)。これらの史料的な相互の連関から、それぞれの形式の文書は無関係に存在したものではなく、緊密に関係し合っているといえる。催促状と番役勤仕注進状・覆勘状との関係であるから、当然のことである。

関係史料としては、A形式が圧倒的に多く、それにC形式が続く。B形式は一例のみである。鎌倉時代的な覆勘状は、博多警固番役の勤仕を証明する文書としては例外的な存在であった。これも博多警固番役が異国警固番役とは別系統であることを暗示している。

(二) 時期区分とその内容

広義の博多警固番役に関する史料を収集すると、大きく三時期に分かれることが判明する。第一期は、建武三年五月～八月の四か月である。この時期は、建武三年三月の筑前多々良川合戦で足利尊氏が勝利を収めた直後で

あり、鎮西管領の設置直後にあたる。第二の時期は、建武五年（暦応元）六月～暦応二年十一月の一年六か月間である。一色範氏は、暦応元年九月に菊池氏討伐のため筑後に出陣しているように、九州南朝の鎮圧が大きな政治的課題であった。第三の時期は、貞和四年（一三四八）の三月～五月の三か月間である。貞和二年（一三四六）八月ごろ一色直氏は鎮西管領に任命されるが、貞和四年八月には、南朝追討のために筑後・肥後に発向し、征西将軍の軍と戦っている。第三期は、鎮西管領就任の約一年後にあたり、南朝軍追討戦の直前に相当する。

次に時期ごとの特徴について見ていきたい。

①建武三年五月～八月

この時期の広義の博多警固番役関係史料を一覧表にしたのが、表一[17]である。

表一　南北朝時代の博多警固番役（一）

年　月　日	勤仕者	国名	勤仕内容	期間	形式	証判・発給	文書番号
建武三・五・一〇	武雄大宮司代員門	肥前	聖福寺総門一夜宿直	一夜	A	一色範氏	①六一〇
建武三・六・一〇	深堀時通	肥前	箱崎内夜廻	一夜	C	佐竹重義	①六二六
建武三・六・一一	深堀時通	肥前	箱崎内夜廻	一夜	A	佐竹重義	①六二七
建武三・六・三〇	小代義宗	肥後	惣門警固	一夜	A	佐竹重義	①六二八
建武三・六・三〇	深堀時通	肥前	箱崎前浜灯炉堂辻固	一夜	C	佐竹重義	①六四二
建武三・七・一	深堀時通	肥前	箱崎前浜灯炉堂宿直		A	佐竹重義	①六六五
建武三・七・一	深堀時広	肥前	筥崎前浜灯炉堂宿直		A	佐竹重義	①六六六
建武三・七・七	武雄女大宮司代通幸	肥前	筥崎若宮後辻固		A	佐竹重義	①六七〇
建武三・七・一一	深堀時通	肥前	博多談義所辻固		A	佐竹重義	①六七九
建武三・七・一一	深堀時広	肥前	博多談義所辻固		A	佐竹重義	①六八〇

建武三・七・一七	榊貞康	肥前	博多聖福寺惣門宿直	一日一夜	A	佐竹重義	①六八七
建武三・八・一八	龍造寺家親	肥前	惣門警固	一日一夜	A	合志幸隆	①七二二

建武三年五月十日から同年八月十八日に及ぶ十二例である、勤務内容は、聖福寺総門警固(五月十日)、箱崎内夜廻（六月十日〜十一日)、(聖福寺か）惣門警固（六月三十日)、箱崎前浜灯炉堂辻固・宿直（六月三十日〜七月一日)、筥崎若宮後辻固（七月七日)、博多談議所辻固（七月十一日)、聖福寺惣門宿直・警固（七月十七日〜八月十八日）と推移する。勤仕の期間は、一夜ないし一日一夜であり、極めて短期間のものであった。

聖福寺は異国警固番役とは関係がないので、聖福寺の総門（惣門）警固・宿直は異国警固番役ではなく、当時、聖福寺の塔頭直指庵に寄宿していた[18]鎮西管領一色氏の身辺警備と考えるのが妥当である。

為御座之警固、箱崎内夜廻事、催一族、一夜可[衍]可被致其役之由、依仰状如件、

建武三

六月十日　　実之（花押）

重義[佐竹]（花押）

深堀孫太郎入道[時通]殿[19]

佐竹重義らが深堀時通に宛てた箱崎内夜廻の催促状である。佐竹重義は鎮西管領一色氏の侍所であるから、本文書の発給主体は一色範氏である。したがって、冒頭の「御座之警固」は一色氏の居所の警固である。箱崎における夜廻りや前浜灯炉堂辻固・宿直や博多談議所の辻固も一色氏の身辺警備であると考えられる。一色範氏は聖福寺に寄宿しながら、箱崎の灯炉堂や筥崎宮(若宮)、博多談議所といった宗教施設を頻繁に訪問していたことも判明する。これは範氏の信仰のあり方を示すものであるが、これら一連の史料から範氏の身辺警護を日夜行う武

士たちの姿が浮かび上がってくる。

ここで深堀時通一人について検討すると、六月十日に鎮西管領から箱崎夜廻の一夜勤仕を命じられ、実際に勤仕した。六月三十日には、佐竹重義から箱崎前浜灯炉堂辻固の一夜の宿直を命じられ、実際に勤仕した。その後、時通は、博多談議所辻固の宿直を命じられ、勤仕した(七月十日か)。このように、個別の番役勤仕命令は、一夜ないし一日一夜であったが、少なくとも六月十日から七月十一日までは、鎮西管領周辺にあったものと推定される。期間は約一月に相当する。

②建武五年六月〜暦応二年十一月

第二期における広義の博多警固番役関係史料を整理したのが、表二である。

表二　南北朝時代の博多警固番役（二）

年　月　日	勤仕者	国名	勤仕内容	期間	形式	証判・発給	文書番号
建武五・六・一一	福田兼益	肥前	博多三十日御番警固	三〇日	A		⑦六九九三
建武五・六・一五	福田理慶	肥前	博多三十日御番警固	三〇日	A		⑦六九九四
建武五・七・一二	深堀時通	肥前	参津、勤仕番役	三〇日	A	今川頼貞ヵ	①一二〇一
建武五・七・一二	深堀時通	肥前	参津、勤仕番役	三〇日	A	小俣道剰	①一二〇二
建武五・七・一二	深堀政綱	肥前	参津、勤仕番役	三〇日	A	小俣道剰	①一二〇三
建武五・八・一一	今村高秀	肥前	博多警固番役	一月	A	？	①一二二八
建武五・八	龍造寺家房	肥前	博多警固番役	三〇日	A	小俣道剰	①一二三九
暦応二・二・二〇	原田種貞	筑前	博多津警固番役	一一日	A		②一三〇九
暦応二・四・一六	武雄女大宮司代通幸	肥前	博多警固番役	一月	A	？	②一三二六

暦応二・五・五	福田理慶	肥前	三ケ日夜御侍番役		A	
暦応二・五・五	福田兼益	肥前	御侍番役		A	⑦七〇〇八
暦応二・五・五	福田兼氏	肥前	御侍番役		A	⑦七〇〇九
暦応二・五・一五	福田理慶	肥前	博多警固番役	三〇日	A	⑦七〇一一
暦応二・五・一五	福田兼益	肥前	博多警固番役	三〇日	A	⑦七〇一二
暦応二・五・一五	深堀時通	肥前	博多警固		C	②一三四〇
暦応二・五・二一	深堀時通	肥前	御侍番役	三日夜	C	②一三四三
暦応二・五	深堀時通	肥前	御侍番	四日	A	②一三四七
暦応二・五	深堀時広	肥前	御侍番	四日	A	②一三四八
暦応二・六・三	深堀時通	肥前	博多警固	二〇日	A	②一三五一
暦応二・六・三	深堀時広	肥前	博多警固	二〇日	A	②一三五二
暦応二・六・一一	深堀時通	肥前	参津、勤仕番役	三〇日	A	②一三五三
暦応二・六・一一	深堀政綱	肥前	参津、勤仕番役	三〇日	A	②一三五四
暦応二・七・八	青方高直	肥前	博多警固番役	三〇日	B	②一三六一
暦応二・七・一五	今村高広	肥前	御侍番役	三日三夜	A	②一三六五
暦応二・七・一八	今村高広	肥前	博多警固	二一日	A	②一三六七
暦応二・八・一	福田理慶	肥前	博多警固番役	三〇日	A	⑦七〇一三
暦応二・八・一	福田兼秀	肥前	博多警固番役	二〇日	A	⑦七〇一四
暦応二・九・三	龍造寺季利	肥前	博多警固番役	三〇日	A	②一三九七
暦応二・九・八	龍造寺季利	肥前	博多警固番役	三〇日	A	②一四〇一
暦応二・九・一七	武雄大宮司代通幸	肥前	博多警固	二〇日	A	②一四〇二
暦応二・一一・七	福田兼益	肥前	御侍番役	三日夜	A	⑦七〇一六
暦応二・一一・二〇	原田種貞	筑前	博多津警固番役	一一日	A	②一四三〇

建武五年から翌暦応二年にわたることもあるが、事例が増え、三十二例に及ぶ。この時期が博多警固番役の最盛期であるといえる。表の日付を見ると、建武五年（暦応元）六月～十一月と暦応二年二月～十一月に分かれる。鎮西管領一色氏が博多にいなければあり得ない番役であるから、比較的平穏な時期であり、かつ警固すべき理由があったことになる。警固すべき理由とは、南朝軍の攻撃に他ならないため、南朝とも対立しながら、小康状態を保った時期に相当するといえる。この時期の番役ないし警固はいずれも博多の内部での勤仕であったことが特徴的である。第一期のような箱崎での勤仕はない。

第二期になると、「博多警固番役」という名称が登場する。しかも日数も三十日か二十日がほとんどで、制度的な整備が考えられる。中に「三日夜」「四日」「三日三夜」といった短期間の番役勤仕がある。これは全て「御侍番役」「御侍番」と記されている。一見すると、「博多警固番役」という長期の番役と「御侍番役」という短期の番役があったかのごとき印象を受ける。

暦応二年の深堀時通の事例を検討しよう。同年五月十五日、一色範氏は深堀時通に対して、博多警固を一族で結番し、博多に在津して忠勤を致すように命じた。これに対して時通は、五月二十一日まで三日間の御侍番役を勤めた。六月三日には、博多警固を五月十三日～六月三日までの二十日間勤仕したことを注進し、さらに六月十一日には、五月十日～六月十日までの三十日間の番役を勤仕したことを注進している。これらを総合すると、五月十日～六月十日の三十日間の博多警固と五月十九日～五月二十一日の三日間の御侍番役は時期的に重複していることがわかる。つまり御侍番役は博多警固番役に包摂されるものであったことになる。御侍番役とは、鎮西管領の側に祗候する番役と考えられる。夜の勤務があるので、第一期の宿直と共通するものであろう。これ以降、時通はこの年の番役を勤仕していない。つまり一か月の博多警固番役があり、その期間中に鎮西管領に昼夜近侍して警備する御侍番役が三日～四日賦課されたのである。第二期の博多警固番役は、二十日～三十日の博多警固

番役とその中に包摂される短期の御侍番役との二重構造であったということができる。

③貞和四年三月〜五月

第三期の貞和四年三月〜五月の博多警固番役関係の史料を一覧表にしたのが、表三である。

表三　南北朝時代の博多警固番役（三）

年　月　日	勤仕者	国名	勤仕内容	期間	形式	証判・発給	文書番号
貞和四・三・一二	武雄大宮司代道厚	肥前	博多警固番役	一四日	A	?	③二四五三
貞和四・三・一二	橘薩摩公行	肥前	博多警固結番	一四日	A	?	③二四五四
貞和四・五・三	深堀時明	肥前	博多櫛田宮社頭警固		C	一色直氏	③二四七一

第三期の事例は三例のみであり、勤仕の実態は乏しいといわざるを得ない。武雄大宮司代道厚と橘薩摩公行の場合は、いずれも御教書を成し下されたため、勤仕したと述べている。この御教書は鎮西管領のものと考えられるので、証判者は不明であるが、鎮西管領関係者であると推定される。この鎮西管領からの命令→博多在津・番役勤仕→番役勤仕注進状の作成→証判という一連の番役勤仕のあり方は、第二期と同じである。ただし勤仕者が少なく、鎮西管領の御教書に応じなかった武士が多数いたことを推測せしめる。

筑前国博多櫛田神人等有嗷訴之企、早可被警固社頭也、仍執達如件、

貞和四年五月三日　　宮内少輔（一色直氏）（花押）

深堀三郎五郎殿（時明）[20]

この文書は、一色直氏が深堀時明に対し、博多櫛田神人らが嗷訴の企てがあるため、社頭警固を命じたものである。鎮西管領の警固という博多警固番役からすると、この警固は別の場所であり、博多警固番役の範疇には入

らない。しかし、この文書の前提として、深堀時明の博多への参向、ないし滞在があり、博多へ滞在して番役を勤めることは、博多警固番役と変わらない。この文書で直氏は、時明に博多への参向を命じてはおらず、時明はすでに博多警固番役等で博多滞在中であったと考えられる。したがってこの櫛田宮社頭警固は、博多警固番役の延長上にあったと位置づけられる。

（三）催促者・証判者

次に番役の催促者と注進状への証判者について検討する。前者と後者は、催促状を受けて番役勤仕が実施されることから、同一人かもしくはその関係者であるのが原則であろう。

催促者としては、佐竹重義・実之・一色範氏・頼員・一色直氏が確認される。一色範氏・直氏父子はいずれも鎮西管領であり、佐竹重義は鎮西管領の侍所であったことは前述の通りである。佐竹と連署している実之は宰府監代である。大宰府機構が鎮西管領によって掌握と利用がなされたことが指摘されている。[21] 頼員は不明であるが、一色範氏が博多在津と博多警固の実施を深堀時通に命じた直後の暦応二年五月二十一日、頼員が同人に御侍番役の勤仕を命じ、四日勤仕した時通の注進状に頼員が証判を加えている。このことから、鎮西管領配下の人物であることは間違いない。

証判者としては、一色範氏・佐竹重義・合志幸隆・今川頼貞（カ）・小俣道剰・頼員が確認される。合志幸隆は、建武三年七月二十日、博多松原口に馳せ参じた龍造寺家親の着到状に証判を加え、[22] 同年八月一八日の龍造寺家親惣門警固注進状に証判を加えている（表一）。したがって合志は鎮西管領関係者と考えられる。今川頼貞は、鎮西管領一色氏の周辺で活動した今川氏の一族であろう。小俣道剰は、一色氏の同族で、鎮西管領の侍所であった。[23]

以上のことから、番役催促者・証判者は鎮西管領と侍所ならびにそれらの関係者であったということができる。

（四）番役勤仕者

次に番役を勤仕した武士たちについて検討したい。表一～三から、博多警固番役を勤仕した武士は武雄大宮司・深堀氏・龍造寺氏・福田氏・今村氏など何度も勤仕している武士がいることが特徴的である。彼らは九州における鎮西管領一色氏に求心的な国人であると同時に、その奉公衆的な位置づけであったのかもしれない。

国別で述べると、肥前国人が圧倒的に多く、筑前国人三例二氏、肥後国人一例の他は全て肥前国人であった。これは、鎌倉時代の異国警固番役を九州一円の武士が勤仕したことと対照的である。また松浦党諸氏は青方氏以外には確認されず、肥前国全体の国人が勤仕したものではなかった。むしろ肥前の特定の国人に限定される傾向が看取される。

鎌倉時代には、永仁五年（一二九七）以降、肥前国守護職が鎮西探題兼補になる。[24] これ以降、鎮西探題と肥前国御家人の関係は、異国警固番役の催促―勤仕等で密接であったと考えられる。南北朝時代になると、豊後大友氏が肥前守護に任じられたが、[25] 大友氏の肥前守護は康永元年（一三四二）を下限とし、鎮西管領一色範氏が康永二年以降、肥前守護に任じられ、子の直氏に継承されたと指摘されている。[26] 鎮西探題の肥前国守護兼補は、一時の中断後、鎮西管領一色範氏に継承されたということができる。

本稿で検討した第三期は、一色直氏は肥前守護であったことから、守護と管国国人との関係が番役勤仕の前提として想定されるのであるが、第三期はむしろ博多警固番役勤仕の衰退期であり、初期の第一期、盛行期の第二期においては、一色氏は肥前守護には補任されていなかったことを確認しなくてはならない。したがって肥前国人の鎮西管領への博多警固番役勤仕は守護―国人という制度的な支配関係で説明することはできない。ここでは、前代の九州統括者と肥前国との密接な関係が、南北朝時代に入り、守護職が他氏に移っても継続していたのではないかという想定をしておきたい。

おわりに

以上、南北朝初期の広義の博多警固番役について検討した。博多警固番役は、従来から指摘されるような鎌倉後期の異国警固番役と同一のものではなく、新たに博多に設置された鎮西管領（九州探題）を警備する番役であったというのが本稿の主旨である。大きな流れとしては、異国警固から博多警固へという変化を読み取ることができる。博多を異国から防禦する異国警固（対蒙古）の段階から、国内の対抗勢力から防御する博多警固（対南朝）の段階に大きく変化したことが指摘できる。蒙古襲来から半世紀経過し、国際的な緊張が緩和され、襲来の記憶も薄くなり、いっぽうで日元貿易が活発に展開するという国際情勢の変化と、鎌倉幕府の滅亡から南北朝の内乱という国内の政治情勢の転換がその背景にある。鎮西管領が、前代に引き続き博多に設置されたことによって、博多の政治・軍事的な重要性が継続したことも指摘しておきたい。

最後に、この博多警固番役の系譜と、後世への影響について述べて、本稿をしめくくりたい。博多警固番役が異国警固番役の後身ではないことを述べたが、では鎌倉時代のどのような番役の系譜を引くのかという問題である。鎌倉幕府を警備する鎌倉番役が御家人役の基本であり、西国の御家人たちには京都御所を警備する京都大番役が課されたことはよく知られている。文永の役の直前に蒙古との緊張が高まると、九州の武士たちは京都大番役ではなく、異国警固番役を勤仕するようになった。南北朝時代の博多警固番役は、形態的には鎌倉番役や京都大番役に似ている。それらの変形である異国警固番役とも系譜的にはつながっている。しかし、鎌倉後期に鎮西探題を警備する御家人役の存在は明らかになっていない。この問題を考えるうえで次の史料は注目される。

宮崎社放生会辻国(固)事、被参勤了、仍執達如件、

元亨二年八月二十一日　　政国

福田四郎殿(兼重)[27]

元亨二年（一三二二）八月二十一日、政国が肥前の福田兼重による筥崎社放生会辻固の勤仕を記した文書である。発給者の政国は、最後の鎮西探題北条英時の被官で肥前守護代の周防政国である。[28] したがって本文書は、覆勘状に似た周防政国の書下である。この他、福田氏は、嘉暦三年（一三二八）、元徳三年（一三三一）にも筥崎宮放生会辻固を行っている。[29] 元徳三年七月に福田兼信は、関東御教書に任せて筥崎宮八月放生会辻固を勤仕するように命じられている。[30] 鎌倉幕府の命令によって肥前国御家人が勤仕した筥崎社放生会辻固を南北朝期の博多警固番役に類似した課役と位置づけておきたい。

それでは、第三期以後に博多警固番役はどのようになるのかを検討する。南北朝後半のの今川了俊の時期には、九州の武士たちが博多警固番役を勤仕した史料はない。室町時代前期に次のような二通の史料がある。

「承候了、（花押）(渋川満泰)」

肥前国彼杵庄南方一揆中、以番立探題御上洛御留守博多結番事、

深堀遠江入道沙弥清宗(時清)勤仕畢、仍早下給御判、而為備後代之亀鏡、粗言上如件、

応永十九年十一月二十一日[31]

「承候了、（花押）(渋川満泰)」

肥前国彼杵庄南方一揆中、以番立探題御上洛御留守博多結番事、

高浜但馬守時澄勤仕畢、仍早下給御判、而為備後代之亀鏡、粗言上如件、

応永十九年十一月二十一日[32]

この二通の文書は、応永十九年（一四一二）十一月、九州探題渋川満頼が上洛した際、肥前の深堀氏の一族深

堀時清と高浜時澄が、「番立」をもって博多結番を勤仕した時の注進状である。九州探題不在時の博多ないし探題館を警備したものであり、内容的には南北朝初期の博多警固番役と同列のものである。室町時代にこれ以外に博多警固番役関係史料を見いだすことはできないが、南北朝期に行われた博多警固番役が、臨時的ではあれ、室町前期においても行われていたことは注目される。九州探題と肥前国人の深いつながりを見て取ることができる。こうした博多警固番役は、応永三十二年（一四二五）の渋川氏の没落によって最終的に消滅したと考えられるが、渋川氏が定着した場所が肥前国であったのは決して偶然ではないだろう。

注

（1）相田二郎『増補蒙古襲来の研究』吉川弘文館、一九八二年（初版は一九五八年）。

（2）川添昭二『注解元寇防塁編年史料―異国警固番役史料の研究―』福岡市教育委員会、一九七一年、同『蒙古襲来研究史論』雄山閣、一九七七年。

（3）川添昭二「覆勘状について」『史淵』一〇五・一〇六合併号、一九七一年。

（4）『注解元寇防塁編年史料』五九―六一頁。川添昭二「鎮西管領一色範氏・直氏」、森貞次郎博士古稀記念会編『森貞次郎博士古稀記念古文化論集』同会、一九八二年でも同様の記述がある。

（5）青方文書、『注解元寇防塁編年史料』四六八―四六九頁。

（6）大友文書建武五年後七月一日足利直義御教書案（『注解元寇防塁編年史料』四七四頁）、同康永元年五月三日足利尊氏御判御教書案（同前四八五頁）。

（7）村井章介「具書案と文書偽作―「立花家蔵大友文書」所収「鎌倉代々御教書」についての一考察―」『遙かなる中世』一八、二〇〇〇年。

（8）入来院家文書貞和二年十二月七日鎮西沙汰事書并足利直義御教書案（『注解元寇防塁編年史料』四八八―四八九頁）。

（9）川添昭二前掲注（4）論文、佐伯弘次「中世都市博多の発展と息浜」川添昭二先生還暦記念会編『日本中世史論攷』文献出版、

一九八七年。

(10) 阿蘇文書応永十一年十一月六日渋川満頼預ケ状写（『注解元寇防墨編年史料』四九七頁）。

(11) 龍造寺文書建武五年八月日龍造寺実善注進状（瀬野精一郎編『南北朝遺文九州編』一巻一二三九号、以下、『南遺』一―一二三九のごとく略す）。

(12) 青方文書暦応二年七月八日小俣道剰覆勘状（『南遺』二―一三六一）。

(13) 川添前掲注（2）書、四八〇―四八一頁。

(14) 深堀文書暦応二年五月十五日一色範氏催促状（『南遺』二―一三四〇）。

(15) 深堀文書建武三年七月一七日深堀時広着到状（『南遺』一―六九〇）。

(16) 川添注（4）論文、一四三三―一四三四頁。

(17) 表中の文書番号は、『南北朝遺文九州編』の巻と文書番号を表す。

(18) 川添前掲注（4）論文一四三三頁。

(19) 深堀文書建武三年六月十日佐竹重義・実之連署奉書（『南遺』一―六二六）。

(20) 深堀文書貞和四年五月三日一色直氏書下（『南遺』三―二四七一）。

(21) 川添前掲注（4）論文一四二七頁。

(22) 龍造寺文書建武三年七月二十日龍造寺家親着到状（『南遺』一―六九一）。

(23) 川添前掲注（4）論文一四二七―一四二八頁。

(24) 佐藤進一『増訂鎌倉幕府守護制度の研究』二二七頁、東京大学出版会、一九七一年。

(25) 山口隼正『南北朝期九州守護の研究』二三四頁、文献出版、一九八九年。

(26) 服部英雄「九州探題の肥前国守護職兼補について―南北朝以降―」『遙かなる中世』二、一九七七年、川添前掲注（4）論文一四四四―一四四五頁。

(27) 福田文書一九号周防政国書下写（外山幹夫『中世九州社会史の研究』吉川弘文館、一九八六年）。

(28) 川添昭二「鎮西評定衆及び同引付衆・引付奉行人」『九州中世史研究』一、一九七八年。

(29) 福田文書二四・二六号。

(30) 同前二五号。
(31) 深堀文書三七〇号応永十九年十一月二十一日深堀時清博多番役勤仕注進状（『佐賀県史料集成』四、『大宰府・太宰府天満宮史料』十二）。
(32) 同前三七一号応永十九年十一月二十一日深堀時澄博多番役勤仕注進状（同前）。